

75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

長寿医療制度 後期高齢者医療制度のお知らせ

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入されている方のうち、保険料を年金からお支払いされている方は、8月が本年度3期目のお支払い月です。

また、納入通知書又は口座振替によるお支払いをされている方は、8月31日が第3期分の納期限となっています。

なお、平成20年度の保険料のお支払いが、保険料軽減措置（均等割8.5割軽減、所得割5割軽減）により平成20年8月の年金からのお支払いで終わっていた方は、今年度の保険料のお支払い方法が、以下のとおり年度途中で変わりますので、ご注意ください。

【昨年度の8月の年金で20年度保険料のお支払いが終わった方の今年度保険料のお支払い方法】

年金 :年金からのお支払い **口座振替** :口座振替によるお支払い **納付書等** :納入通知書または口座振替によるお支払い

お支払い方法	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
「年金」からお支払いの方	納付書等 <small>(9月までは納入通知書又は口座振替)</small>	納付書等	納付書等	納付書等	年金		年金 <small>(10月以降は年金からのお支払いとなります)</small>			年金
「口座振替」でお支払いの方	口座振替	口座振替	口座振替	口座振替	口座振替	口座振替				

※年金の受給額が年額18万円未満の方、長寿医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える方は、10月以降も納入通知書または口座振替によるお支払いとなります。

●保険料のお支払い方法を「口座振替」に変更できます。

口座振替への変更をご希望される方は、町民課生活環境グループへお申し出ください。

★お申し出の際に必要なもの
「本人の保険証」、「口座振替の預金通帳とお届け印」

●「高額医療・高額介護合算療養費制度」について

同じ世帯の加入者（被保険者）の方全員が、1年間に支払われた医療保険と介護保険の自己負担額の合計が基準額を超えたときは、その超えた金額を「高額医療・高額介護合算療養費」として支給します。

区分		自己負担額の合計の基準額
現役並み所得者		67万円(89万円)
一般		56万円(75万円)
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	31万円(41万円)
	区分Ⅰ	19万円(25万円)

通常、毎年8月からその翌年の7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計をもとに計算します。

なお、平成20年4月から制度が開始されたため、平成21年度に限り、平成20年4月から平成20年7月末の16か月間の合計額で計算することもできます。その場合の自己負担額の合計の基準額は、()内の金額です。

●交通事故などにあつたとき

交通事故など第三者（加害者）の行為によってけがや病気をしたとき、本来、医療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、損害賠償の都合などにより保険証を使って治療することができます。かかった医療費は、長寿医療制度が一時的に立て替えて、後で加害者に請求することになります。

◎まずは警察に連絡しましょう

けがの程度が軽くても、必ず警察に連絡し、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

◎必ず市町村の窓口にも申請しましょう

保険証、加入者（被保険者）の印鑑、事故証明書をもって、「第三者行為による被害届」の申請をしてください。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 電話 011-290-5601
町民課 生活環境グループ 電話 5-1115 (町民課直通)